

市長行政報告

(令和5年第3回多摩市議会定例会)

報告事項が 2 件ございます。

第 1 件目として、7 月 25 日及び 8 月 25 日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、7 月 25 日に開催された令和 5 年度第 3 回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項 6 件のうち、主な 2 件について報告いたします。

1 件目は、デジタルサービス局から「GovTech 東京 区市町村協働事業」について説明がありました。

これまでも GovTech 東京についてご報告してまいりましたが、その運営主体となる一般財団法人 GovTech 東京が、令和 5 年 7 月に設立され、9 月から事業開始されることとなりました。理事長は東京都宮坂副知事、職員はデジタル人材 45 名程度を含む 80 名の体制で、令和 5 年度の予算規模は約 23 億円。取組のキーワードは「共同化」とし、まず「区市町村 DX」「デジタル人材確保・育成」の 2 つの事業の共同化から進め、共同化によるコストメリットの最大化、スケールメリットを生かしたデジタル人材のシェアリングを行っていくとのことでした。

た。

2件目は、保健医療局から、「令和5年度東京都国民健康保険運営方針の改定」について説明がありました。

この方針は、国民健康保険法に定められた、国民健康保険に関する事務を都と区市町村が共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う事業の広域化・効率化を推進するための統一の方針であり、都内のどこに住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料額となる保険料水準の完全統一を最終目標としているとのことでした。ただ、保険料が自治体毎にバラツ

キがある理由として医療費指数や標準的な収納率等の差、複数の要因があり、これらの要因を一度に解消することは困難であることから、段階的な目標を設定し、課題解決を進めていくこととしたとのことです。私からは、国民健康保険財政については、各自治体で差がある中で、赤字繰り入れをして対応している自治体も多いものと思われ、厳しい状況にあることは承知している。東京都には財政的な支援を重ねてお願いしたいことを伝え、東京都からは、国民健康保険財政については、構造的な問題等難しい課題が多いと承知しており、自治体の話を

伺いながら検討していきたいと話がありました。

続いて議案審議事項4件について報告いたします。

議案第1号の「令和6年度東京都予算編成に対する要望（案）」については、各部会での審議結果の報告があり、原案のとおり承認されました。あわせて、多摩地域の振興をより実効性のあるものとするため、令和6年度予算編成にあたり積極的な施策の推進と財政的な措置を講じることが求める最重点要望について説明があり、審議の上で承認されました。

なお、本要望については、7月31日に私も会長や他の副会長たちと共に都庁に赴き、副知事及び各局に提出してまいりました。

議案第2号の「事務処理特例による移譲事務の取扱い」については、八王子市、町田市を対象市として東京都から提案のあった1件と、各市を対象市とした1件の計2件の事務の移譲について、東京都市企画財政担当部長会における協議結果が報告され、承認されました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

追加議案である「**「宗教法人世界平和統一家庭連合」に関する緊急要望**」については、多摩市から発議したもので、今回の多摩市の事案は、大規模な土地の取得後、既存建物の解体工事に着手し、今後大型施設の建築も想定されていることから、違法性や不当性等社会的に問題が指摘されている旧統一教会による多摩地域での活動拠点の構築の動きとなっていること。これは、地元市だけの問題ではなく、東京都市長会としてこの危機感を共有し、対処すべき事案であると捉え、多摩市からの要望に基づき、東京都市長会役員会で検討し、追加議案とし

たとの説明がありました。緊急要望については、東京都知事宛てに提出することが承認され、7月31日に中村副知事に対し提出してまいりました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、「令和4年度オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』の実績報告」について報告され、了承されました。

続きまして、8月25日に開催された令和5年度第4回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項3件の

うち、主な1件について報告いたします。

1件目は、保健医療局から「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」について説明がありました。

新興感染症が発生した際に、都の設置する保健所が地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての役割・機能を果たすために必要な組織体制や業務運営のあり方等を検討する「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」について、これまで5回開催し、報告書が確定したことと、8月下旬にプレス発表・ホームページに掲載する予定であるとのことでした。メンバーは、学識経験者、

医師会・医療機関代表、保健所長、多摩市も含めた市の代表、そして町村代表で構成されています。

検討会での論点は、①効果的な業務運営体制の構築 ②専門人材（医師、保健師等）の確保・人材育成 ③地域ごとの連携・協力体制の構築 ④感染症対応以外の保健所機能の強化であり、その他感染症有事における保健所コア業務と関係機関等との役割分担について議論がありました。

私からは、新型コロナウイルス感染症は経験のないことであり、2類同等ということで、対応は保健所にゆだねられる

こととなった。保健所を持たない自治体の首長は情報共有の点で課題が多かったと考えており、また、23区は人口規模にかかわらず保健所が設置されていて、職員も23区の職員である中、26市の保健所を持たない自治体の首長にとってみれば、感染爆発があった時に市民の命を守るのが大変だった。この件は26市としても東京都に申し入れをして、壁が取り払われたものと考えているが、入院・病床調整は都が行う業務である中、自分の地域で感染が広がり市民を入院させたいと思っても、既に先行して感染が広がっていた23区の患者で埋まって

いるということもあったことを考えると、今回、東京都や関係機関との役割分担ということの案が示されているが、この結論にとらわれず、保健所と首長とが連携を取れる体制を各地域で構築できるように、考えていただきたいとお伝えしました。

東京都からは、情報提供のあり方は、初期の段階でうまくいっていない部分があり、試行錯誤したのは事実であり、次の感染が広がった際にはその時の経験を活かしていきたいと考えている。また、東京都としても今後予防計画を立てねばならず、その際病床調整についても、

東京都広域で調整をしなくてはならないことから、地域の状況を確認しながら進めるべきものと考えているとの発言がありました。

続いて議案審議事項2件について報告いたします。

議案第1号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

議案第2号の「各種団体からの後援依頼」については、新規の案件である公益社団法人 学術・文化・産業ネットワークから依頼のあった政策スクール in2023 への後援依頼について承認され

た。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」、
「各種団体からの要請」「東京自治会館
本館の再整備 整備手法の決定(案)」に
ついて報告され、了承されました。

第2件目として、「前払金返還等、請
負代金等反訴請求控訴事件の判決につ
いて」、ご報告を申し上げます。

本件訴訟について、市が特殊建築物定
期調査等業務の受託事業者を被告とし
て、令和3年5月に前払金の返還等を求
めて提訴したこと、同年10月に被告事
業者が残代金の支払いを求めて反訴を

提起したこと、本年1月10日に第一審の判決が言い渡され、市の請求が全面的に認容されたこと、相手方がこの判決を不服として控訴したことについては、これまでご報告したとおりです。

控訴審での審理を経て、本年7月18日に控訴審判決が言い渡されましたので、その内容についてご報告いたします。

控訴審判決においても、市の主張が全面的に認められ、控訴人である事業者に対し、前払金及び違約金の合計約682万円及び遅延損害金の支払が命じられました。

この判決に対し、相手方が上告しなか

ったため、控訴審の判決が確定しています。

また、この判決に基づき、相手方からはすでに返還金等の支払があったことを、あわせてご報告いたします。

以上、ご報告申し上げます、市長行政報告と致します。

(令和5年第3回多摩市議会定例会)